

特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」垂水市売店設置運営要項

1 目的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体垂水市歓迎・接伴基本計画に基づき、垂水市で開催する燃ゆる感動かごしま国体に参加する大会参加者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るとともに、本市特産品等を紹介するため、必要に応じ関係機関・団体の協力を得て、燃ゆる感動かごしま国体垂水市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所及び期間

売店の設置場所は、原則として競技会場に設置することとし、設置期間は、競技開催期間等とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

3 開設時間

売店の開設時間は、原則として開始式又は競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 出店数、出店位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が現地の状況等を勘案して決定する。また、面積は原則として1売店あたり約26㎡（2間×4間テント）以内とする。

ただし、1売店で2ブース以上の希望がある場合は、出店状況等を勘案し、調整するものとする。

5 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものの範囲とする。

(1) スポーツ用品

(2) 国体関連グッズ（国体標章又は燃ゆる感動かごしま国体マスコットキャラクター「ぐりぶーファミリー」を使用した商品で、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会の使用許可を受けているもの。）

(3) 特産品・土産品

(4) 飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、かつ、法令等の規定に基づく適切な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入して、売店においては加熱処理を行う程度とする。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの。

6 出店者基準

売店の出店者は、原則として、次のいずれかに該当する者とし、かつ実行委員会が適当と認めた者とする。

- (1) 垂水市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続している者
- (2) 過去の国体において出店実績がある者
- (3) その他実行委員会が認めた者

7 出店者条件

売店の出店者は、次の条件をいずれも満たした者とする。

- (1) 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
- (2) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (3) 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- (4) 保健所に対する手続きが必要な飲食物販売の出店者については、食品衛生関係法令等に規定する営業許可施設の営業許可等の必要な許可を受け、過去1年間食中毒発生等における行政処分歴がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員等として、暴力団員を使用し、または雇用していないこと。
- (6) その他関係法令等に適合していること。

8 売店運営に必要な設備等の基準

売店の運営に必要な設備等の基準は、次のとおりとし、実行委員会の指示に従うものとする。

- (1) 実行委員会が準備する1ブースあたりの設備等
 - ア テント1張（2間×4間）横幕含む
 - イ 長机6台
 - ウ 椅子4脚
- (2) 電気設備（1.5KW電源コンセント1個）は、実行委員会にて準備するものとする。
- (3) 給排水設備が必要な場合は、出店者が準備するものとする。
- (4) 食品を取り扱う売店については、食品衛生関係法令の基準及び所管保健所の指示に従い、陳列保管または冷蔵設備があり、かつ容器包装等により汚染防止の措置がなされていること。また、早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。
- (5) 取扱品目の内容を明瞭に識別できるよう、出店規模に応じて陳列設備を設けること。
- (6) その他関係法令等に適合していること。

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）に関係

書類（様式第2号から様式第4号まで）を添えて、実行委員会に提出するものとする。

10 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する出店申請を行った者の中から、この要項に照らし選定を行う。なお、次に該当する者の中から出店希望がある場合は、必要に応じて、その者の出店を優先することができる。

- (1) 第5項に掲げる販売品目を取り扱う地元を代表する商工関係及び組合等の団体並びに社会福祉法人などの社会福祉関係団体等
- (2) その他実行委員会が適当と認めた者

11 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者に選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店料の納入確認後に売店出店許可証（様式第6号）を交付するものとする。

12 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は売店の設置、撤去等に要する経費相当分として実行委員会が定める額を出店料として負担するものとする。ただし、実行委員会が特に認めた者は、この限りでない。

ア 出店料

出店者が負担する出店料は、売店の設置、撤去等に要する経費の一部として、別表に定める額を出店料として負担する。

イ 出店料の免除

以下に該当する者は、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。

- ① 行政機関等
- ② その他実行委員会が特に認めた者

- (3) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振込むものとする。（振込手数料は、出店者の負担とする。）
- (4) 既に納付された出店料は、還付しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

13 保健所への手続き

食品を販売する許可を受けた出店者は、保健所に必要な届出を行う。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、本要項に基づき、現地を巡回して売店の管理運営について監督し、出店者に必要な指示を伝えるものとする。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、販売員のなかから売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (3) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、販売員の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) ドーピング該当物質を含む栄養ドリンク等を販売すること。
- (6) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が郷土物産品・土産品と認めたときは、この限りでない。
- (7) 郷土物産品・土産品の紹介としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (8) 拡声器及び音量器具類を使用すること。
- (9) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときはこの限りでない。
- (10) その他大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

17 遵守事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付される売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で搬出、処理し、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、容器、空きびん、空き缶、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する駐車許可証を車両前面の見やすい位置に掲示すること。なお、原則として使用車両は1店舗1台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 服装は清潔なものを着用し、実行委員会が別途交付するIDカード等を着用すること。
- (9) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切・丁寧を心がけること。
- (10) 食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (11) その他実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故等発生時の対応

売店において、事件、事故等が発生したとき、又は不審者若しくは不審物を発見した時は、売店責任者は直ちに関係機関及び実行委員会または売店監督員に連絡するとともに、その指示に従い処理するものとする。

20 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償等を請求することができないものとする。

- (1) 本要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請により売店出店許可証の交付を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他、実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

21 原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。

22 損害賠償

出店者は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

23 その他

この要項に疑義が生じたときは、関係者と協議して実行委員会が定める。また、この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に必要な事項は別に定める。

【出店料】

出店者区分	規模	出店料
垂水市内に店舗を有するもの	1 ブース	2,000 円/日
上記以外のもの	1 ブース	4,000 円/日

附 則

この要項は、令和5年4月11日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体垂水市実行委員会

会 長 尾脇 雅弥 宛

(申請者)

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ (印)

電話番号 _____

売店出店申請書

燃ゆる感動かごしま国体垂水市実行委員会が運営する会場内に売店を出店したいので、燃ゆる感動かごしま国体垂水市売店設置要項第9項の規定に基づき申請します。

記

1 出店希望会場

会場名 垂水中央運動公園 競技名 (フェンシング) ブース数 ()
※1 ブースあたり 26 m² (2間×4間のテント)

2 出店期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 添付書類

出店概要書 (様式第2号)

売店従事者名簿等予定表 (様式第3号)

誓約書兼同意書 (様式第4号)

営業に関する許可書等の写し

申請者、売店責任者及び従業員の本人確認書類

(免許証の写しなど顔写真付のもの)

※法人格を有する団体の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本でも可とする。

(様式第2号)

出 店 概 要 書

所 在 地	〒				
商 号 又 は 名 称					
代 表 者 氏 名					
連 絡 先	【電話】	【FAX】			
出 店 担 当 者	【氏名】	【電話】			
業 種					
主 要 取 扱 品 目	国体関連グッズ・スポーツ用品・特産品、土産品・飲食物・宅配便・その他（ ）				
出 店 実 績					
営 業 開 始 年 月 日	年 月 日	従 業 員 数	人		
営 業 に 関 して 取 得 した 許 可 等 の 種 類	【種類】 【番号】	取 得 年 月 日	年 月 日		
販 売 品 目 価 格 等 一 覧 表					
NO	商 品 名	販 売 見 込 数 量	販 売 予 定 価 格	現 場 調 理 の 有 無	備 考 (製 造 責 任 者 等)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(様式第3号)

売店従事者名簿等予定表

商号又は名称	
--------	--

1 従業員名簿

従事日	売店責任者	販売員	販売員	販売員
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

(注) 従事日は、商品搬入日及び搬出日も含む。

本人確認書類(例:免許証又はパスポートの写し、保険証の場合は顔写真添付)を添付すること。

2 搬入用車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	備考

(注)「駐車車両」、「搬入搬出車両」の別を備考欄に記入し、駐車場の必要ない車両については、「駐車不要」と記入すること。(駐車場使用は原則1店舗1台とする)

車両の種類には、「2トントラック」、「軽トラック」等記入すること。

3 設営用持込備品一覧表(実行委員会設営備品以外)

備品名	規格等	持込目的

燃ゆる感動かごしま国体垂水市実行委員会

会 長 尾脇 雅弥 宛

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ (印)

誓約書兼同意書

燃ゆる感動かごしま国体垂水市実行委員会が運営する会場内に出店するにあたり、以下の項目について、相違ない旨を誓約いたします。虚偽の申告をしたことが判明した場合には、直ちに出店を取り消されても異存はありません。

また、これにより損害が生じた場合は、一切の責任を負います。

なお、誓約内容の確認のため、燃ゆる感動かごしま国体垂水市実行委員会が本同意書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請および許可後の申請にあたり、燃ゆる感動かごしま国体垂水市実行委員会売店設置要項を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または法第2条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
- 3 従業員として、暴力団員等を使用し、または雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。
また飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。

(様式第6号)

年 月 日

様

燃ゆる感動かごしま国体垂水市実行委員会
会 長 尾 脇 雅 弥

売 店 出 店 許 可 証

燃ゆる感動かごしま国体垂水市実行委員会が運営する会場内への売店出店について、燃ゆる感動かごしま国体垂水市売店設置要項第11項の規定により下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商号又は名称	
代 表 者 氏 名	
出店許可会場	
出店許可期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
出店許可品目	出店概要書のとおり
駐車許可台数	
遵 守 事 項	1 本許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。 2 売店設置に関しては、燃ゆる感動かごしま国体垂水市売店設置要 を遵守すること。

(様式第7号)

年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体垂水市実行委員会
会 長 尾 脇 雅 弥 宛

(申請者)

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ (印)

電 話 番 号 _____

売店出店料免除申請書

燃ゆる感動かごしま国体垂水市実行委員会が運営する会場内の売店出店料について、燃ゆる感動かごしま国体垂水市売店設置要項第12項の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店会場

会場名 垂水中央運動公園 競技名 (フェンシング) ブース数 ()

2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

<input type="checkbox"/>	行政機関等
<input type="checkbox"/>	県内の福祉施設
<input type="checkbox"/>	その他 (下記に免除理由を記入すること)